

改正

令和2年2月17日教委告示第2号

令和3年2月16日教委告示第2号

焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給し、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により設置された特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した世帯の収入の額をいう。
- (4) 需要額 生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯の需要の額をいう。

(対象者)

第3条 就学奨励費の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費の支給対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習交通費
- (4) 交流及び共同学習交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(支給区分)

第5条 就学奨励費は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ当該各号に定める支給対象経費に対し支給する。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者 前条各号に掲げる支給対象経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上3.5倍未満の保護者 前条第2号から第4号までに掲げる支給対象経費のうち交通費に係る部分
- (3) 収入額が需要額の3.5倍以上の保護者 前条第2号の支給対象経費

(支給額)

第6条 就学奨励費の支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)の限度額に準じ、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(申請)

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費支給申請書兼収入額・需要額調書(第1号様式)(申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が生活保護法による保護を受けている場合はその旨を証する書類を添付)を、就学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法による保護を受けている者については、焼津市福祉事務所長から教育委員会に対し当該保護を受けている者である旨の報告があったことをもって同項の書類の添付があったものとみなす。

(支給の決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、第5条各号に掲げる保護者の区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支給決定通知書（第2号様式）により学校長を経由して申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学奨励費を支給する旨の決定を行った場合には、就学奨励費の支給予定内容等について特別支援教育就学奨励費支給計画通知書（第3号様式）により学校長に通知するものとする。

(就学奨励費の受領等の委任)

第9条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定保護者」という。）は、就学奨励費の請求及び受領に係る権限を学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、委任状を学校で保管するとともに、その写しを教育委員会に提出しなければならない。

(支給)

第10条 就学奨励費は、支給決定保護者が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより支給するものとする。この場合において、前条第1項の規定により委任を受けた学校長は、学校給食費その他の費用で学校において徴収すべきものがあるときは、支給決定保護者の同意を得て就学奨励費をそれに充て、その残額を支給決定保護者に支給するものとする。

(支給期間)

第11条 就学奨励費の支給期間は、第8条第1項の規定により就学奨励費の支給を決定した日から当該決定を行った日が属する年度の末日までとする。ただし、転学等により第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき、又は支給決定保護者が受給を辞退したときにおける支給期間は、これらの事由が生じた日をもって満了する。

(支給の決定の取消し)

第12条 教育委員会は、支給決定保護者が前条に規定する支給期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、就学奨励費の支給の決定を取り消し、既に支給されている就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 支給決定保護者が就学奨励費の受給を辞退したとき。
- (2) 児童又は生徒が特別支援学級に在籍しなくなったとき。
- (3) その他教育委員会が就学奨励費の支給の決定の取消しが必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学奨励費の支給の決定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支給取消通知書（第4号様式）により学校長を経由して支給決定保護者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に特別支援教育就学奨励費の支給決定を受けている者は、この告示の相当規定により支給決定を受けている者とみなす。

附 則（令和2年2月17日教委告示第2号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の様式により提出されている特別支援教育就学奨励費支給申請書兼収入額・需要額調書は、改正後の焼津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の相当する様式により提出された特別支援教育就学奨励費支給申請書兼収入額・需要額調書とみなす。

附 則（令和3年2月16日教委告示第2号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

特別支援教育就学奨励費支給申請書兼収入額・需要額調査

No. _____

(宛先) 焼津市教育委員会

特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので申請します。

保護者(申請者)氏名		住所		児童生徒氏名		学校名・学年 (特別支援学級名)		年 月 日(申請日) (※)学校長認印	
世帯の状況								(※)都道府県の地区区分 (I ・ II ・ III ・ IV ・ V ・ VI) 地域の級地区分 (1-1・1-2・2-1・2-2・3-1・3-2)	
世帯員氏名 (個人番号) * 昨年12月末時点の状況	生年月日 (満年齢) * 昨年12月末時点の年齢	続柄	在学学校名・学年 * 昨年12月末時点の状況	(小中学生の場合) 特別支援学級生ですか? (「はい」の場合特別支援学級名) * 昨年12月末時点の状況	給与所得又は 公的年金所得の有無 * 昨年12月末時点の状況	※世帯の収入状況、需要額等は別紙のとおり。			
(個人番号)	年 月 日 (才)	本人	学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
(個人番号)	年 月 日 (才)		学校 年 (学級名)	(はい ・ いいえ) (学級名)	給 与 所 得 (あり ・ なし) 公 的 年 金 所 得 (あり ・ なし)				
通学費 明細 (世帯員のうち特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒で、通学費を要した人がいた場合、該当者ごとに記入してください。)				特記事項		(※)備考 準要保護認定(あり・なし) 要保護認定(あり・なし) ⇒ 被保護・要保護		(※)支弁区分 <input type="checkbox"/> I 段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II 段階(令第2条第2号該当) <input type="checkbox"/> III 段階(令第2条第3号該当)	
この申請に関し必要があるときは、市が保有する世帯員に係る住民税に関する情報について調査されることについて同意します(世帯員全員の方が記載してください。)									
署名欄									

(注) 1 保護者氏名欄に保護者が自署するときは、押印は不要です。
 2 この申請書を提出する際には、個人番号を確認することができるもの(個人番号カード又は個人番号が記載された住民票。住所氏名など記載事項に変更がない場合に限り通知カードも可)及び保護者自身の氏名及び生年月日又は住所を確認することができる公的機関が発行した書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等写真付きの書類にあっては1種類の書類。公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書等の写真がない書類にあっては2種類の書類)をお持ちください。
 3 郵送によりこの申請書を提出する場合には、この申請書とともに上記2の書類の写しを送付してください。
 4 署名欄につき、収入がない児童生徒については記載の必要はありません。
 5 収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第23条に基づく事務に限って使用します。

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市教育委員会
教育長



特別支援教育就学奨励費支給決定通知書

このことについて、下記のとおり特別支援教育就学奨励費を支給することに決定しましたので通知します。

記

1 児童又は生徒の住所及び氏名

2 保護者の区分

3 支給明細

支給項目	支給内容	備考
学校給食費		
通学費		
職場実習交通費		
交流及び共同学習交通費		
修学旅行費		
校外活動費		
学用品費・通学用品購入費		
新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費		

4 注意事項

- ・住所又は連絡先を変更したときは、1週間以内に学校長に報告すること。
- ・委任状及び口座振込依頼書を 月 日までに、学校事務室へ提出すること。
- ・特別支援教育就学奨励費を生活費等の目的外に使用しないこと。目的外に使用した場合は、返還を命じます。
- ・学校給食費等の学校諸経費の納入が滞っている場合は、優先的に充当することがあります。

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市教育委員会
教育長



特別支援教育就学奨励費支給決定取消通知書

このことについて、特別支援教育就学奨励費支給決定を下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 決定を取り消した児童又は生徒の住所及び氏名
- 2 決定取消日 年 月 日
- 3 理由
- 4 支給明細

支給項目	支給内容	備考
学校給食費		
通学費		
職場実習交通費		
交流及び共同学習交通費		
修学旅行費		
校外活動費		
学用品費・通学用品購入費		
新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費		